

物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

不二製油株式会社

経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名による「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を踏まえ、当社としての「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を以下の通り策定する。

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

① 荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

入出荷に係るトラックの入退場時刻、荷役作業時間、附帯作業時間を記録することにより、入出荷に係る荷待ち時間及び荷役作業（荷積み・荷卸し・附帯業務等）にかかる時間を把握します。

※荷待ち時間とは、集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）における到着日時から出発日時までの時間のうち、荷役作業（荷積み、荷卸し、附帯業務等）及び休憩に係る時間を控除した時間（待機時間）をいう。ただし、あらかじめ合意した入場予定時間があるにもかかわらず、時間前に入場して待機しても荷待ち時間に含めない。

※附帯業務とは、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務をいう。

② 荷待ち・荷役作業等時間の短縮化

事業及び商品形態により荷待ち、荷役作業等に違いがあることから、①で掲げたように、先ず現状の実態把握に努めることから着手します。現状の実態把握の状況に合わせ発生時間の短縮に努めることとします。短縮目標時間については実状及び「取組に関するガイドライン」を考慮し、各物流事業者と協議して適宜設定することとします。

バルク輸送品に関しては、各工場・タンクローリー等の設備や、積載量、洗浄の有無等による事情があることから、各物流事業者と協議して合意した課題に取り組みます。

また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行います。

③ 物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上の取組を総合的に実施するため、入出荷に係る物流業務の実施を統括管理する者（役員等、それに準ずる者）を選任します。発荷主及び着荷主事業者としての物流管理統括者は、入出荷における物流の適正化・生産性向上のための責任者として、必要な取組を推進します。

④ 物流の改善提案と協力

商取引契約において、物流事業者に過度な負担をかけているものがないか検証します。また、取引先や物流事業者から、物流の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

■ 運送契約の適正化

⑤ 運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とします。

⑥ 荷役作業等に係る対価

運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払うよう努めます。

また、着荷主事業者として、自ら運送契約を行わず、取引先が物流事業者に運送を委託している場合は、取引先に対し、その契約物流事業者との当該物流荷役作業に係る対価の支払いを明確化するように検討を促します。取引先に対して荷役作業等を委託する場合には物流事業者に係る対価の支払いを取り決めて支払うよう努めます。

⑦ 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とします。

⑧ 燃料調整費の導入・燃料費等の変動分の価格への反映

物流事業者から燃料調整費の導入について相談があった場合及び燃料費等の変動分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じたうえで、変動分を運賃・料金に反映するよう努めます。

⑨ 下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑤から⑧までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

■ 輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩ 異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

① 予約受付システムの導入

トラックの予約受付システムの導入について適宜検討します。

② パレット等の活用

パレットの活用の推進による荷役時間等の削減と、適正なパレット運用管理に努めます。
レンタルパレットや他社が所有するパレット等を活用する場合には、本来の目的以外で使用せず、使用後は所有者等に適切に返却するよう努めます。取引先や物流事業者からパレット等の活用について提案があった場合には、協議に応じ、積極的なパレット等の活用を検討します。

③ 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

荷待ち時間が発生しないよう、入出荷業務の効率化に資する機材等の配置やデジタル化・自動化・機械化を適宜検討します。

④ 検品の効率化・検品水準の適正化

検品方法や返品条件等の検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間の削減を適宜検討します。

⑤ 物流システムや資機材（パレット等）の標準化

物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化の推進に努めます。また、取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案するように努めます。

⑥ 輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等に努めます。
幹線輸送部分と集荷配送部分の分離については、北海道・関東・関西・九州の各エリアに製品保管倉庫を設け、輸送距離の短縮を継続して推進します。

⑦ 共同輸配送の推進等による積載率の向上

共同輸配送の推進等による積載率の向上を適宜検討します。

■運送契約の適正化

⑧ 物流事業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して積極的に協議の場を設けます。

⑨ 高速道路の利用

トラック運転者の拘束時間を削減するため、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談

があった場合は、適宜協議に応じます。

⑩ 運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、自社「CSR調達ガイドライン」に則り、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑪ 荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するように働きかけます。

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

① 出荷に合わせた生産・荷造り等

荷役作業の効率化と荷役時間の短縮を目的として、(例えば) 出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等に取り組むよう努めます。

② 運送を考慮した出荷予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先までの適切な運行スケジュールが組めるよう、物流事業者や着荷主事業者と連携して必要な取組を講じていきます。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

① 出荷情報等の事前提供

着荷主事業者と連携して、受注締め時間を可能な限り出荷前日の午前中、物流事業者への出荷オーダーを可能な限り出荷前日とし、貨物を発送する場合に、物流事業者の準備時間を確保できるよう取り組みます。

② 物流コストの可視化

着荷主事業者との商取引において、着荷主事業者と連携し、基準となる物流サービス水準を明確化し、物流サービスの高低に応じて物流コスト分を反映させる段階別運賃等の取り組みを検討し、物流効率に配慮した着荷主事業者の発注を促すよう努めます。

③ 発荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要な改善に努めます。

④ 混雑時を避けた出荷

着荷主事業者と協議の上、道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、出荷時間を分散させるよう努めます。

⑤ 発送量の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動(例. 朝納品の集中)や曜日波動、月波動等の繁閑差の平準化に取り組みます。

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 納品リードタイムの確保

発荷主事業者と協議の上、発注から納品までに必要な納品リードタイムを確保するよう努めます。

(2) 実施することが推奨される事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 発注の適正化

発荷主事業者と連携し、曜日波動、月波動等の繁閑差の平準化等、発注の適正化に努めます。

② 着荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間を削減できるよう、施設や設備の変更、改善を適宜検討します。

③ 混雑時を避けた納品

発荷主事業者と連携し、道路が渋滞する時間や混雑時間を可能な限り避け、納品時間を分散させるよう努めます。

4. 業界や自社の特性に応じた独自の取組事項

上記 1. から 3. までの取組に加えて、新たな課題が生じた場合には、社内外関係者で十分検討し、対応することとします。

以上